

## 高額介護(介護予防)サービス費 振込先変更の方法について

高額介護(介護予防)サービス費の振込先口座を、以前にご指定いただいた口座から変更される場合は、『介護保険 高額介護(介護予防)サービス費 振込先口座変更依頼書』(以下、「依頼書」)に必要事項をご記入のうえ、介護保険課にご提出ください。窓口でご提出される場合は、個人番号を確認できる書類(マイナンバーカード等)のご提示をいただく場合がございます。

なお、振込先口座が変更されるのは、ご提出いただいた月の翌月のお振込みからです。

### <注意点>

- ① 内容について問い合わせるため、こちらからお電話させていただくことがあります。なるべく日中に連絡のつく電話番号をご記入ください。
- ② 介護保険料の滞納がある方へは、高額介護サービス費の支給ができない場合があります。
- ③ 口座は原則として、被保険者本人もしくはご家族の口座をご指定ください。
- ④ 高額介護サービス費の支給にあたって、銀行のATMの操作をお願いすることはありません。

### <成年後見制度をご利用の場合に必要な添付書類>

- 登記事項証明書の写し(保佐人・補助人の場合、代理行為目録を含む)

#### 【お問い合わせ先】

〒194-8520

町田市森野2丁目2番22号

町田市いきいき生活部

介護保険課 給付係

TEL042-724-4366